# (公社)沖縄県シルバー人材センター連合 令和7年度事業計画

我が国は少子高齢化の進展が進み、将来にわたって人手不足が懸念されている。

このような状況においては退職者の定年の引上げや、雇用の継続を求めて多様な働き方が推進されており高齢者のより一層の活躍が必要とされている。

シルバー人材センターは、会員が長年培った知識、経験、技能を生かして就業することで生きがいをもって活躍し、人手不足が顕在化している分野や現役世代の活躍を支える子育てや介護分野での担い手としての役割は大きくなっている。

また、地域においては各地域の独自性をふまえ、ボランティア活動や世代間交流、 子育て支援等を通して地域の担い手として継続した活動を積極的に行うことで地域の つながりを深める役割を担っている。

このようにシルバー人材センターは今後も人生 100 年時代を見据え、一層の就業の推進や地域発展に寄与することが必要である。

令和3年度から6年度までの「第四次中期事業計画」の目標値の達成度は低い状況で推移し、特に会員数は厳しい結果となった。今年度は第五次中期事業計画の初年度度として達成可能の数値を念頭に各拠点センターと連携して目標達成に近づけるよう取り組んでいく。会員拡大に関しては引き続き女性会員の拡大に向けた取り組みと退会抑制の強化を進める。安全就業に関しては「安全は全てに優先する」を基本としつつ会員への安全意識の徹底を含め連合と各センターで組織的に取組むこととする。

派遣事業は就業延人数、契約金額は順調に伸びているが、就業の開拓に向けて各センターと連合が足並みをそろえ情報の共有や事業所へのアプローチに力を入れていく。 センター未設置地域へは訪問説明や設置に向けた支援を積極的に行うことで未設置 解消を図っていくものとする。

また、令和 6 年 11 月施行のフリーランス新法によってシルバー人材センター運営の転換期となっているが、新たな契約方法の締結に関しては、連合と各センターによる丁寧な説明を行い、事業の円滑化を図っていく。

# 1 基本方針

- ① 第五次中期事業計画の推進と令和 7 年度数値目標の達成に努める。
- ② 安全・適正就業を推進し、安心・安全なシルバー人材センターの実現に努める。
- ③ 連合及び拠点センターの運営基盤の強化に努める。
- ④ 公益法人として、公益目的事業の着実な実施に努める。
- 2 数値目標(第五次中期事業計画・令和7年度目標)
  - ① 会員数 5,761名

② 就業率 71.6%

③ 就業延人員(請負·委任) 409,187人日

④ 就業延人員(シルバー派遣) 14.631人日

⑤ ボランティア参加人数 延べ 5,762名

会員は全シ協の「新たな仲間づくり計画(10万人増計画)」(令和7年度~令和12年度)を基本とし、令和7年1月末の現状を考慮した数字とする。

### 3 実施計画

#### 「公益目的事業1]

就業等の活動機会の開拓及び提供により高齢者の社会参加を促進する事業

- (1) 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供
  - ① 受託調整

一般家庭及び事業所等のニーズと高齢者の就業ニーズを調整し、これらの仕事を受注・提供できるように各拠点センターと連絡・調整を行う。

- (2) 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供
  - ① 有料の職業紹介事業

雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために有料の職業紹介事業を行う。

#### ァ 数値目標

・求人件数 3件

·有料職業紹介事業収益 80千円

② 労働者派遣事業(シルバー派遣事業)

派遣による雇用就業を希望する拠点センター会員と人手不足企業等のニーズをマッチングするため、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲で労働者派遣事業を行う。

# ァ 数値目標

· 労働者派遣事業収益 72,000千円

· 派遣就業延人員 14.631人日

- (3) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能を付与するための講習
  - ① 技能講習会等の実施

「高齢者活躍人材確保育成事業」を活用して、拠点センターでの就業を希望

する高齢者や拠点センター会員で未就業者や職種転換を希望する者に対し、就 業に必要な知識及び技能を付与するための技能講習会や職種転換後の新たな分 野での就業又は入会後の就業を円滑にするための就業体験を次のとおり行う。

ァ 技能講習

実施講習数 10講習

受講者数 150名(定員15名×10講習)

ィ高齢者対象の就業体験

参加者数 6人

- (4) 上記(1)~(3)の事業を推進するための諸活動及びその他の社会参加活動を推進する ための諸活動
  - ①普及啓発

シルバー事業の発展拡充を図るため、拠点センターと連携した啓発活動と、 「高齢者活躍人材確保育成事業」を活用して、高齢者及び県民、企業、官公庁 等に対する啓発活動を次のとおり行う。

- ア 多様な知識と経験、資格・能力を持つ高齢者、特に女性高齢者の事業参加を 促進するとともに、県民、企業、官公庁等からの支援拡大を図るための啓発活動を推進
  - ・ICT(情報通信技術)等の多様なツールを活用した啓発活動を推進
- ィ 普及啓発促進月間(10月)を設定・推進
  - ・拠点センターと連携して集中的な啓発活動を推進
  - ・「シルバーの日(第3土曜日)」における効果的な啓発活動を推進
- ゥ 未設置町村へのセンター設置に係る支援や情報提供、訪問活動を実施
- ェ「高齢者活躍人材確保育成事業」を活用して、高齢者及び企業に対する積極 的な周知・広報活動を推進
  - ・子育て支援事業所へ訪問し派遣事業案内
  - ・県内の退職者や家族等にシルバー事業の周知を図るため広域でのセミナー を行う
  - ・自治体広報誌やマスメディア等を活用した周知・広報を推進
  - ・センター活用に関心のある企業に対する就業体験(3回)の実施
- オ 事業実施状況等を周知する連合だよりの発行(1回)
- カ SNS を活用した情報発信
- キ その他、必要な事項(リーフレット等の作成、月刊シルバー購入・配布等)
- ② 安全・適正就業の推進

「安全は全てに優先する」及び「法令遵守」をスローガンに、拠点センター 会員の安全就業の徹底と法令に則った適正な就業を推進するため拠点センター と連携して次のとおり行う。

- ア 安全・適正就業推進委員会の開催(2回)
- ィ「安全・適正就業推進計画」の策定・推進
- ゥ 安全・適正就業パトロール指導員(1名)の配置と巡回指導の実施
- ェ 拠点センター安全・適正就業担当者会議の開催(2回)
- オ 安全・適正就業強化月間(7月)を設定・推進
  - ・拠点センターと連携した集中的な取組みを推進
  - ・安全・適正就業推進大会の開催
- カ「適正就業ガイドライン」に基づく適正な受注及び就業提供の徹底
- キ「エイジフレンドリーガイドライン」への取組
- ク その他、必要な事項(安全・適正就業に関する情報の提供等)

# ③ 調査研究

シルバー事業の発展・拡充に資するため、次のとおり調査研究を行う。

- ァ事業概況の作成・配布
- ィ 拠点センターの事業実施状況等の把握と情報提供
- ゥ 企業情報の収集と提供(商工リサーチ)
- ェ 包括契約について情報共有及びセンター支援

#### ④ 就業分野の開拓・拡大

高齢者の多様な希望に応じた就業機会を確保・提供するため、就業分野の開拓・拡大を図るとともに効率的な事業運営を推進するため、拠点センター、企業等と連携して次のとおり行う。

- ァ 拠点センター業務担当者会議の開催(2回)
- ィ シルバー派遣事業担当者会議の開催(2回)
- ゥ拠点センター会員の知識・資格を活用した独自事業や新たな就業分野の検 討
- ェ 労働局、地方公共団体、企業等との連絡会議の開催(1回)
- オ 子育て支援事業所へ訪問し派遣事業案内(再掲)
- カ 派遣事業合同説明会(2回)
- キ 全シ協、九シ協等の主催する研修会等への参加
- ク その他、必要な事項

# ⑤ 指導・相談

高齢者や地域社会のニーズに的確に対応した事業推進を目指す拠点センターを支援するため、指導・助言、情報提供を行うとともに、拠点センター役職員の資質向上を図るための研修等を次のとおり行う。今年度はフリーランス契約見直しに係る指導員の配置を行う

ァ 事業推進検討委員会(6回)の開催

- イシルバー人材センター事業指導員の配置(1名)
- ウ女性高齢者の入会促進・活躍の場推進を図るための会議
- ェ 拠点センター役職員等を対象とする研修会の開催(1回)
- 才新任事務局長会議(1回)
- カ 拠点センター訪問指導の実施(全シ協個別指導含む)
- キ 高齢者及び拠点センター職員等への相談対応(随時)
- り シルバー事業説明・相談会(会員・地域住民等対象)の開催(1地域)
- ケ 拠点センターが開催する会員を対象とした登録講師を派遣する講師登録・ 派遣事業の推進
- □職員研修会(1回)
- サフリーランス法による契約見直しに係る各センターへの助言·指導を行なう指導員配置
- ⑥ 社会参加活動の推進

拠点センターと連携して、ボランティアによる社会参加、地域貢献を希望する高齢者及び拠点センター会員に対し、ボランティア活動への参加を呼びかけ、各地域における社会参加活動の推進に取り組む。

・ボランティア参加人員(目標値) 延べ 人員 5, 762人

#### 4 運営体制

連合を適正かつ効率的に運営するため、次のとおり行う。

- ① 運営体制の充実
  - ァ 理事会活動の充実
  - ィ 効率的事務執行の推進
    - ・ICT(情報通信技術)を活用した会議等の推進
- ② 会議の開催
  - ア 会員総会(定時総会:6月開催、臨時総会:必要に応じて開催)
  - ィ 理事会(必要に応じて開催)
  - ゥ 三役会議(必要に応じて開催)
  - ェ 拠点センター理事長会議
  - ォ その他必要な会議
- ③その他の取組み
  - ア 関係行政機関及び団体との連携促進及び情報共有、会議の開催